平成２１年（フ）第１８３１号
愛知県常滑市西之口４丁目32番地の１　レオパレスやましょう105号室
債務者　土居　一彦
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２１号
埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀162番地９
債務者　関本　和也
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第２８７号
長崎県諫早市永昌町11番30―502号、前住所長崎県諫早市幸町16番６号
債務者　大石　嘉代
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２０４８号
愛知県清須市寺野美鈴78番地　コーポスターガーデンⅡ101
債務者　永里　純輝
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷大太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０４９号
愛知県清須市寺野美鈴78番地　コーポスターガーデンⅡ101
債務者　永里トミ子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷大太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２号
広島県福山市神辺町大字下竹田921番地93、旧住所広島県福山市東深津町１丁目78番地
債務者　福山　　隆
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　祐二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４３号
広島県福山市神辺町大字下竹田921番地93
債務者　福山　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　祐二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６４号
北海道北見市高砂町３番１―49号
債務者　尻高　志穂
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
千葉県印旛郡栄町安食３丁目７番地10
債務者　外久保知子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２８５号
千葉県印西市内野１丁目11番地３棟105号
債務者　冨田　耕司
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２８８号
千葉県八街市八街ほ950番地１　八街第１県営住宅１棟203号
債務者　田所花子こと　全　　花子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２９１号
千葉県八街市朝日240番地15
債務者　土山　暁雄
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２６９号
愛知県稲沢市祖父江町本甲宮東30番地１　サニーサイドハイツＢ―101号室、住民票上の住所愛知県稲沢市国府宮神田町68番地　エクレール国府宮Ａ―102
債務者　本部　　修
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２７０号
愛知県稲沢市国府宮神田町68番地　エクレール国府宮Ａ―102
債務者　本部　千鶴
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２７１号
東京都港区白金４丁目６番６―403号
債務者　佐藤　敏子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２３１号
愛知県幡豆郡一色町大字細川字四番割13番地４
債務者　杉浦　俊成
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５２９号
愛知県岡崎市法性寺町字猿待35番地２
債務者　中川美雪こと　ナカガワ　ミユキ　ハラ
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係